

知立市起債管理システム導入業務 仕様書

1 業務目的

大型事業の実施に伴う建設債発行額の増加や利率の上昇など、地方債を取り巻く環境は大きく変化しており、定時償還をはじめとした定例的な事務で使用する機能だけでなく、将来推計や残高分析などの機能を活用した戦略的な起債管理の必要性が増している。

これに対し、現行システムは、その利用範囲が狭く、将来推計や残高分析に関しては、手作業で管理しており、起債に関する財政計画の策定に支障が生じている。

将来推計に必要なシミュレーション機能など、本市の起債管理に必要な機能が充実したシステムを導入することで、起債管理業務を強化し、計画的な財政運営を図ることを目的とする。

2 業務範囲

- (1) 起債管理システムの導入作業
- (2) システムのインストールなど本番環境の構築
- (3) 現行システムから新システムへのデータ移行作業
- (4) 操作マニュアルの作成
- (5) 職員への操作研修など必要な研修資料の作成及び研修の実施

3 システム要件

- (1) 導入端末の仕様

【ノート型】 R5.1.1-R9.12.31

CPU : 11th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1135G7 @ 2.40GHz

メモリ : 8GB

OS : Windows 10 Pro(x64)

その他 : JUST Government 5→Microsoft365 Apps for enterprise (令和8年度に移行予定)

【ノート型】 R8.8.1-R13.7.31

CPU : AMD Ryzen(TM) 5 220 @ 3.20GHz

メモリ : 16GB

OS : Windows 11 Pro(x64)

その他 : Microsoft365 Apps for enterprise (令和8年度導入予定)

※ システム稼働に必要なソフトウェア等がある場合は、起債管理システムと合わせて導入することとし、費用を見積書の金額に反映すること。

- (2) ネットワーク環境
L G W A N 接続系又はインターネット接続系での利用とする。
- (3) システムの利用範囲
市役所企画部財務課 (5ライセンス)
- (4) 処理件数
下記の取扱データ件数に対応可能であること。

- ア 親台帳総データ件数：約 800 件（新規登録件数：約 20 件／年）
- イ 子台帳総データ件数：約 1,100 件（新規登録件数：約 30 件／年）

(5) 信頼性設計

- ア システム障害が発生した場合でもデータベースに不整合が生じないこと。
- イ 本システムの機能及びデータは、その利用権限を持つ者のみが利用可能であること。
- ウ システムを容易にバックアップできること。

(6) その他

- ア 起債管理を一元的に行うことができるパッケージシステムであること。
- イ 官公庁での稼働実績が豊富なシステムであること（令和 8 年 4 月 1 日時点で 20 以上の自治体で稼働中であることを目安とする。）。

4 機能要件

(1) 起債台帳の新規登録

- ア 借入単位を親台帳とし、その内訳（事業や交付税区分等）を子台帳として登録できること。
- イ 起債台帳は整理番号で管理できること。
- ウ 親台帳の償還条件から親・子台帳各々で年次表計算して登録すること。

(2) 起債台帳の変更登録

- ア 起債台帳の各項目の変更及び削除ができること。
- イ 年次表に影響する項目（借入額、利率など）が変更された場合、年次表の再計算が可能であること。

(3) 年次表計算

- ア 借入先に合わせた年次表が算出できること。（日割計算や元金の端数処理などの詳細な設定が年次表計算で設定できること。）
- イ 年次表計算時、親台帳年次表と子台帳年次表の合計で償還額に差異が生じないよう端数整理されること。
- ウ 償還日に基づく支払日が算出されること。
- エ 繰上償還日・額の入力で繰上日以降の年次表が再計算されること。
- オ 金利変動日に対して新しい利率が入力された場合、金利変動日以降の年次表が新しい利率で再計算されること。

5 各種帳票出力要件

(1) 帳票出力

会計、借入先、事業、交付税区分などを種別とし、抽出条件を指定して各集計値とその明細が照会できること。また、同内容をファイルに出力できること。

(2) 決算統計

決算統計様式 24・33・34・36 表を対象とし、その仕様に基づき作表して画面で照会できること。また、同内容をファイルに出力できること。

6 将来推計要件

シミュレーション機能

- (1) 借入前の起債についても償還条件の入力によりシミュレーション登録ができ、その年次表計算結果が画面で照会できること。また、同内容をファイルに出力できること。
- (2) シミュレーション登録した償還条件とその年次表は保存できること。また、借入済みの既発債と区分した集計が可能であること。

7 各種コード管理要件

- (1) 会計・借入先・事業債・地方債区分（事業区分）・交付税区分等をメンテナンスできること。
- (2) 起債台帳登録等の入力では、各種コードマスタから該当する名称を選択できるようにすること。
- (3) 大・中・小等の分類が樹系構造に管理できること。

8 その他の要件

- (1) 台帳等の項目や検索条件、各機能の実現方法については全て受託者が提案することとし、本市では承認のみ行うものとする。
- (2) 印刷機能ではアプリケーションでプリンタが選択できること。
- (3) 各種入力では、その負荷の軽減を図る工夫がされていること。
- (4) 年次表や支払日算出に必要な休日を設定できること。

9 データ移行等

(1) データファイルの提供

本市が提供する現行システムのデータファイルを新システムに移行すること。

(2) 移行データの精査

ア 移行データを全件エラーチェック（例えば残高と元金の関連矛盾チェック）し、エラー対象は本市と協議の上、対処すること。

イ コード体系は新システムに適切な体系に見直すこと。

ウ 不要なデータやコードは削除すること。

(3) 不足データの充足

新システムの項目に対し、現行システムでは不足する項目がある場合は、可能な範囲でこれを充足させること。

(4) 移行品質の担保

現行システム帳票と新システム帳票を比較する等により、データ移行の品質を担保し、これを明らかにすること。

10 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者が誠意をもって協議を行うものとする。

11 提出書類

本業務の実施に当たり、受託者は業務着手前に次の書類を委託者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 工程表
- (2) その他委託者が求めるもの

12 機密保持等

本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は本業務の目的以外に使用、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また個人情報保護については知立市個人情報保護条例の規定を適用する。

13 転用の禁止

本業務の実施により得た情報については、これを委託者の承諾なく第三者に公表、貸与または無断使用してはならない。

14 成果品

- (1) データ移行仕様書 一式
- (2) 運用・操作マニュアル 一式

15 費用の支払い方法

業務完了後に、請求に基づき、年度末に一括支払いとする。

16 履行期間

契約締結日から令和14年3月31日(水)まで